

議案第49号

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

久喜市立幼稚園保育料等徴収条例(平成22年久喜市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(保育料等の額)

第3条 園児1人あたりの保育料の額は、別表第1のとおりとする。

2 園児1人あたりの長期預かり保育料、一時預かり保育料及び通園バス使用料の額は、別表第2のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

階層区分	定義		保育料 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円
B	市民税非課税世帯		0円
C1	市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	12,000円
C2		77,101円以上211,200円以下	15,200円
C3		211,201円以上	18,500円

備考

1 「所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

2 階層区分の認定については、4月分から8月分までは前年度の市民税額、9月分から3月は当該年度の市民税額により決定する。

3 階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行う。

4 同一世帯に小学校3年生以下の児童が2人以上いる場合、最年長の児童から

順に2人目は別表第1に定める額の半額とし、3人目以降は無料とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条関係)

幼稚園の名称 保育料等の項目	久喜市立栗橋幼稚園
長期預かり保育料	月額7,000円。ただし、8月は月額15,000円
一時預かり保育料	日額500円。ただし、8月は日額1,000円
通園バス使用料	月額2,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前までに入園した園児に係る保育料については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成31年3月31日までの間、別表第1中「12,000円」とあるのは「8,000円」と、「15,200円」とあるのは「10,200円」と、「18,500円」とあるのは「12,800円」と読み替えるものとする。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園が特定教育・保育施設に移行したことにより、利用者負担額に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。